

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

嬬恋村「自然を活かし 環境を創造するむら」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡嬬恋村

3. 地域再生計画の区域

群馬県吾妻郡嬬恋村の全域

4. 地域再生計画の目標

嬬恋村は群馬県の北西部に位置し、東側は長野原町・草津町に、西・南・北の三方は長野県に接する人口11,040人（平成17年7月31日現在）、総面積337.51平方キロメートルの村で、東部を除く外周には浅間山・湯の丸山・吾妻山（四阿山）・白根山など2,000m級の山々が連なり、山麓に広がる広大な自然是上信越高原国立公園として指定されている。また、これらは、表・裏日本の分水嶺をなし、村の中央部を西から東に流れる吾妻川とこれに流れ込む多くの溪流の源となっている。そして、この豊かで雄大な自然が生み出す豊富な緑や水などにより数十年前までは村全域でホタルがみられ、ヤマメやカジカ、沢ガニ、ドジョウなどが生息し、ここに生きる私たちにそして村を訪れる人々にやすらぎと潤いをもたらしていた。

しかし、昭和40年代の高度経済成長期から生活様式の変化や開発に伴う森林の減少等により未処理の生活雑排水や事業所等の排水が流入し、水量の減少や水質の悪化による生態系の変化と共に水遊びもできない状況になってしまった。

十数年前から自然志向が高まり、浅間高原を中心とした地域にはおよそ9,000戸の別荘やリゾートマンション、ホテルも建設され、更には定住者の増加もみられたことから、当時の本村の大目標であった「誰もが幸せをつかむことのできる村づくり」の実現に向けての1施策として、生活排水を処理するための下水道整備を昭和63年から計画検討した。その結果、平成2年から吾妻川流域の集落集中地区で特定環境保全公共下水道事業を、平成4年からその周辺の住宅密居している農業集落で農業集落排水事業を、そして平成11年からその他一部を除き浄化槽整備事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は3事業合わせて74%までに達したもの、まだまだ十分とは言えない状況である。

このため、恵まれた自然条件と豊富な地域資源を再認識し、汚水処理施設の整備を一層促進することで河川への汚水の流入を減少させ、清流を再生することにより、従来生息していた生きものを川や沢に取り戻し、昔のように自然と遊べる美しい環境づくりを行うことが、本村にとって取り組むべきものである。

さらには、平成13年4月策定の第4次嬬恋村総合計画のテーマである「ともに考え ともにつくろう ほこれる嬬恋」という基本理念を大切に、人と環境との共生を実現することにより未来に誇りを持って引き継いでいける『農業と観光の村』の確立を目指す。

（目標） 汚水処理施設の整備の推進（汚水処理人口普及率を74%から80%以上に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

嬬恋村では、吾妻川流域の「三原・芦生田・袋倉・大笛・大前・西窪・鎌原・今井の8つの集落（各一部地域除く）」を合わせて1つの公共下水道区域、公共下水道区域と離れた住宅密居の農村集落「田代・干俣・門貝」と「半出来（今井の一部地域）」をそれぞれ農業集落排水の地区、集合処理計画区域を除く村全域を浄化槽市町村設置型の区域として汚水処理の整備率及び処理率の向上を目指してきた。

汚水処理施設整備交付金を活用することにより汚水処理未整備地区の一体的かつ効率的な整備の促進を図り、より一層の汚水処理率向上を目指すとともに、クリーン大作戦等による環境美化意識の高揚、農業地域におけるグリーンベルト（植栽帯）の設置や景観作物の導入など環境保全型農業の確立等も合わせ水質の汚染源対策を推進することで、地域住民と一緒に、より親しみのある河川環境づくりを目指す。

5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

- ・公共下水道・・・平成16年2月に事業変更認可
- ・農業集落排水施設・・・平成17年3月に事業採択の通知を国より受けている

[事業主体]

- ・いずれも嬬恋村

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 嬌恋村大笛・今井地区
- ・農業集落排水施設 嬌恋村半出来地区
- ・浄化槽（市町村設置型） 嬌恋村公共下水道・農業集落排水施設地区と一部を除く全地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～22年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim 150$ 4, 251m
汚水ポンプ 8カ所
処理場 1カ所
- ・農業集落排水施設 $\phi 75 \sim 200$ 2, 189m
汚水ポンプ 3カ所
処理場 1カ所
- ・浄化槽（市町村設置型） 5人槽 72基（各年度14基前後）
7人槽 65基（各年度13基）
10人槽 5基（各年度 1基）

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道で1, 880人、農業集落排水施設で373人、浄化槽（市町村設置型）で450人。

[事業費]

・公共下水道	事業費	863,280千円
	(うち、交付金	443,850千円)
	単独事業費	79,100千円
・農業集落排水施設	事業費	326,150千円
	(うち、交付金	163,075千円)
	単独事業費	5,000千円)
・浄化槽(市町村設置型)	事業費	132,690千円
	(うち、交付金	44,230千円)
合 計	事業費	1,322,120千円
	(うち、交付金	651,155千円)
	単独事業費	84,100千円

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当なし

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない独自の取り組み

(1)環境美化保全の推進

地域住民の各種団体から河川等のクリーンアップ事業を募集し、年3～4回程度の河川環境整備等を行う「クリーン大作戦」等を実施する。

(2)環境保全型農業の推進

水質汚染に起因する農地からの表土流出防止策として、「グリーンベルト設置運動」等を実施する。

(3)農業集落排水事業

既整備済み3地区(田代・干俣・門貝)と共に適正な水質管理と処理率の向上を目指す。

6. 計画期間

平成17年度～22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等を適切に行うことによりその機能を充分活用できることから、管理体制の整備と充実についても推進する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし